

伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託企画提案審査要領

伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託のプロポーザル審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託企画提案募集要領」
(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期間内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査員一人あたり60点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は【別添2】企画提案評価基準のとおりとする。

3 審査会

参加者から提出された企画提案書の内容に基づき審査会を開催する。

日時：令和8年10月上旬（予定）

場所：宮城県庁内

【様式1】参加申込書提出事業者に、日時場所共に別途お知らせする。

4 審査の方法

- (1) 評価基準に基づき、5人の審査員による審査を行う。審査員1人当たりの持ち点を60点とし、最高合格点を300点（60点×5人）とする。審査員のうち1名が24点（全体の4割）以下の点数をつけた場合は審査の対象とせず、また、合計点180点以上を合格とし、審査員の評価順位1位を最も多く獲得した事業者を受託候補者として選定する。
- (2) なお、評価順位1位を最も多く獲得した参加申込者が複数いた場合は、審査員の合計点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。また、合計点が同数の事業者が複数いた場合は、経費見積が安価な者を上位とする。
- (3) このほか、審査において疑義を生じる場合は、審査員の協議によって受託候補者を選定する。

5 審査の結果

- (1) 受託候補者には、選定決定通知を書面又は電子メールにて行う。
- (2) 受託候補者以外のプロポーザル参加者に対しては、非選定結果通知を書面又は電子メールにて行う。